

月刊 労運研レポート No. 41

2017年11月10日号

〈巻頭言〉社会・政治の閉塞を打破する労働運動の活性化を……	平賀雄次郎	2P
労契法20条判決を職場で活かす運動方針を確立……	中村 知明	4P
コミュニティ・ユニオン全国交流集会と今期の取り組み……	岡本 哲文	6P
「格差をなくせ！最賃をドカンと引き上げよう！」集会報告……	河添 誠	8P
安周永先生の韓国の最賃闘争についての講演を聞いて……	伊藤 彰信	9P
自治体非常勤問題交流会案内……	事務局	12P

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)

(東京都大田区蒲田 5-10-2 日港福会館 4F 全日本港湾労働組合中央本部気付)

■発行責任者・伊藤 彰信

■<http://rounken.org/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■ゆうちょ銀行 018(店名) 普 0673522 労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail /roukenj2014@yahoo.co.jp

<巻頭言>

社会・政治の閉塞を打破するために、労働運動の活性化を！

平賀雄次郎（労運研共同代表）

① 貧困と格差を背景に国家主義へ走る自公政権が、憲法改正の発議権を握った

すべての争点をアイマイにして大儀なき解散総選挙になだれ込んだ17年10月衆議院選挙は、自公政権の2/3議席の確保という結果となった。野党分断を目論んだ希望の党は思惑はずれの低迷となり、与党公明党や維新の議席減などもあり保守2大政党の幻想は崩れた。憲法改悪反対、戦争法廃止を掲げる野党共闘は、立憲民主主義を謳う立憲民主党が野党第1党となり立憲・共産・社民・自由など少数野党ながら旗幟鮮明な勢力を確保した。

しかし、得票率53.6%、戦後2番目の低投票率であり自公への投票数も半数を切る中、自公が2/3を占めてしまう小選挙区制の問題が壁となっているとはいえ、戦争と憲法改悪、貧困と格差が明確な争点であった総選挙が53.6%という低得票率であったことは、代議制選挙を通じた人々の政治表現の回路が機能不全に落ちていることを象徴している。世界的な政治変化に見られるように、この隘路を突破する力は労働者・市民の直接的政治表現行動、大衆行動の粘り強い継続にある。戦争法反対を焦点とした大衆行動の経験、限界を踏まえ、人々の怒り、不安を社会的運動へ再組織して政治的閉塞状況を突破して来年初頭から予想される改憲発議の攻防に立ち向かうときだ。

② 分断・差別、雇用流動化を進める労働法制改悪反対は、労働組合再構築の出発点

労働組合組織率は17.3%、連続して低下し続けている。大多数の未組織労働者からは、「労働組合」は既得権擁護の排他的かつ保守的な組織と捉えられている現実がある。大企業だけでなく、労働組合が企業内にとどまり企業利益擁護に陥った結果、非正規労働者の拡大による分断・差別に抗し切れなかった結果といえよう。グローバル企業中心の大企業労働組合の影響力の後退も顕著である。この間の労働時間を巡る労働法制改悪の動きと連合の対応の混乱は、労働運動の弱体化を示している。

際限のない金融緩和と財政出動の結果、巨大化した財政負担は国家財政危機を加速している。同時に全世界的な金融緩和による景気刺激政策は、実質経済の低迷と過剰な金融拡大をもたらし、バブル崩壊の可能性を高めている。企業内部留保が211兆円、累計で406兆円を越える中で、労働者の賃金上昇は名目1%、実質賃金の低下が続いている。貧困と格差は、労働者の間に静かに広く拡大している。忍び寄り貧困の下での長時間過重労働・雇用不安が拡大、ひとびとの絶望を背景にした国家主義・排外主義の動きを作りだしている。いま、労

働と生活の現場から安全安心を実現することが、労働運動再構築の優先課題である。

一方、安倍政権は、株高・円安によるアベノミクスの成長幻想を背景に「働き方改革」「多様な働き方」を打ち出し、労働規制緩和・労働基本権否定を強めている。政権内部では、生産性に寄与する労働を求め、使用従属関係を前提とした労働保護行政を捨て去り、労働を部品として調達する産業行政への根本的転換が議論されている。多様な働き方の名の下で、多様な差別・分断が固定化されようとしている。労働基準法規制を否定し、細切れ不安定雇用を容認する動きは、労働契約法の形骸化や、公務労働の会計年度任用職の制度化とも連動している。労働組合の再活性化に向けて、非正規労働者の雇用と生活のための権利確立に向けた社会的規制の強化、公契約条例など行政面での取り組みの重要性は大きい。

③ 18春闘へ向けた中小労働運動の課題 ～ 8時間労働で生活できる賃金を！

中小零細企業の労働者、非正規労働者の賃金実態は、最低賃金水準に張り付く傾向を強めている。最低賃金が労働力確保のために不十分ながら引き上げられている結果、改善の進まない中小企業労働者の賃金は、最低賃金水準へ張り付く状況にある。今年の最低賃金は全国平均時給 848 円、最高 953 円（東京）、最低 737 円（沖縄、九州各県他）となっているが、引き上げが中小零細企業の賃金へ反映していない。非正規の改善と結びつき、ストライキを背景にしっかりとした賃金引上げと、労働時間規制・職場安全対策・要員確保など労働組合の基本的要求討論に裏付けられた取り組みが必要だ。

5年以上の継続労働に従事する契約労働者の申し入れによる無期転換がおこなわれる労働契約法 18 条が 18 年 4 月に発効する。すでに自動車産業では、5 年を迎えた労働者の契約延長を半年間取りやめ無期転換を回避して再雇用する、公然たる脱法行為がおこなわれようとしている。無期化に伴い労働条件を引き下げる動きも顕著だ。

低賃金にある中小企業現場にとって、雇用保障と労働条件維持向上は死活問題だ。産業を問わず増え続けてきた非正規労働者の雇用保障・均等待遇が、18 春闘序盤戦から大きな課題となるであろう。

④ 様々な課題と結びつき、キャラバン・キャンペーンの実現へ

改憲・戦争政策への対決や労働法制改悪を含め、来春闘の課題は社会生活の隅々に広く深く絡み合う課題といえる。

こうした課題を労働運動、市民運動を結んで、人間らしい生活と権利確立のための「8 時間労働で生活できる賃金を」キャンペーンとして共同の力で取り組みたい。各地の闘いに依拠し、結び合い、全国的な宣伝、行政交渉、経営者団体への申し入れなどをつなげて、春の全国キャラバンとしたい。

労契法20条判決の一部勝利を受け、 判決を職場で活かしていく運動方針を確立

中村 知明（郵政ユニオン書記長）

郵政ユニオンの組合員3人（時給制契約社員）が2014年5月8日に提訴した労契法20条裁判の判決が9月14日、東京地裁で行われ、春名茂裁判長は原告側が請求した手当と休暇のうち4つの請求を認めました。この勝利的判決は当日のNHKのニュースでも報道され、翌日の新聞各紙朝刊も大きくとり上げられました。しかし、被告・会社側は判決翌日の15日に控訴し、全面的に争う姿勢を示し、原告・組合側も地裁判決の事実誤認を明らかにし、敗訴したすべての請求を認めさせること（敗訴部分の取消し）を基本に9月22日に東京高裁に控訴しました。

■新しい局面を迎えたたたかい

郵政ユニオンは

- (1) 東日本裁判が控訴審のたたかいになったこと
- (2) 西日本裁判が9月27日に結審し、判決が来年2月21日にきまったこと
- (3) 9・14東京地裁判決を活かして新たなとりくみが求められていること

以上の3点から、労契法20条裁判のたたかいが新しい局面を迎えたと判断し、9月27日に緊急拡大執行委員会を開催し、真剣な討議を経て、中央本部として「9・14東京地裁判決を活かしてのとりくみ」と題する新たな運動方針を決定し、全国に本部通達として発出しました。また、郵政ユニオン新聞、10月15日号では「今後の運動方針」としてそのとりくみを紹介しています。ここでは改めて組合として今後のとりくみを中心に報告します。

■ユニオンの東京地裁判決に対する見解

まず、地裁判決に対するユニオンの見解を簡潔に紹介します。

- (1) 日本の非正規労働者の未来に希望を灯す大きな意義のある画期的な判決。
- (2) 4つの請求を20条違反とし、不合理な労働条件の相違を認めた意義のある内容。
- (3) これまでの消極的な司法判断の流れを変えて、今後の非正規労働者の労働条件格差を是正していくための重く、大きな扉を開いた。
- (4) 多く非正規労働者が働き、全国性と公共性を有する日本郵便という大企業の判決であり、非正規雇用の増大と格差が広がる雇用社会に与える社会的影響の大きさ。
- (5) 会社と24万JP労組との労働協約及び就業規則を上回る内容で「風穴」を開けたことはまさに画期的であり、郵政職場における実効性ある真の働き方改革の第一歩となる。
- (6) 正社員と非正規社員がともに団結してたたかってきた労働組合運動の大きな成果である。

とりわけ、労働組合運動の観点から言えば、(5)と(6)はとても大切な点として確認しています。

■控訴審のとりくみ

新しい局面を迎えた具体的なとりくみのひとつが言うまでもなく控訴審そのもののたたかいです。控訴審におけるユニオンの基本的な立場は「9・14東京地裁判決を維持・発展させる立場で控訴審をたたかう」ということです。「維持・発展」させる内容とは、地裁判決の主位的請求(地位確認)も含めた敗訴した部分に勝利し、割合適用となった2つの手当についても正社員と等しい適用を求めていくことと、来年2月21日の西日本の判決では家族手当も求めており、東日本以上の判決をめざしていくことです。

■9・14判決を活かしてのとりくみ

もうひとつが9・14判決を活かしたとりくみです。その核心は地裁判決を活かしてユニオンの喫緊の課題となっている組織拡大にどうつなげていくのかどうかです。新しい方針について提案は以下のとおりです。

(1) 要求書の提出にとりくみます。

認められた4つの請求項目の実行を求める要求書を提出します。「夏期冬期休暇と有給による病気休暇の付与を求める要求書」、「年末年始勤務手当と住居手当の支給を求める要求書」を2本立てで日本郵便に提出し、回答を求めていきます。要求書提出の際には趣旨説明＝第1回団体交渉を行い、組合主張をぶつけていきます。このとりくみは地裁判決を受けての会社に対する初のアクションとなります。

このとりくみは10月18日に要求書を提出し、11月7日に第1回団体交渉を行いました。この団交の場で原告の浅川さん(中央執行委員)が出席し、堂々と主旨説明を行いました。感動的な場面でした。

<他労組のとりくみ>

- ・全労連・公務労組連絡会ではすでに内閣人事局との交渉で「地裁判決にもとづく非常勤職員の休暇について夏期休暇の制度化と病気休暇の有給化」を要求しています。
- ・判決文の照会がいくつかの労働組合から寄せられています。
- ・ある県庁から弁護団に判決文を送ってほしいと要請がありました。

(2) 全国的な宣伝行動にとりくみます。

①郵政ユニオン新聞(11月15日号)に要求書及び第1回団体交渉を掲載し、判決の成果をアピールしていきます。

②9・14号外、支える会ニュース等を活用し、全局の宣伝行動にとりくみます。組織部も組織拡大の立場で全国ピラの作成を検討しています。行動にあたっては全労連、全労協、地域共闘の仲間にも呼びかけ幅広いとりくみを計画していきます。

③10月末をめどに新しい20条「Q&A」パンフを作成します。⇒すでに完成済みです。

(3) 学習活動をとります。

①各地本は秋に予定している学習会で20条裁判を必ず企画します。

- ②支部・分会単位で「Q & A」パンフを使つての学習にとりくみます。
- ③要請があれば本部役員の派遣も検討します。
- (4) 組織拡大に全力でとりくんでいきましょう。
要求提出、宣伝、運動をとおして組織拡大に全力でとりくみます。せつかく勝ちとつたチャンスをもととしても生かしていきましょう。
- (5) 18春闘に向けたとりくみ
 - ①毎年とりくんでいる「均等待遇と正社員化署名」は地裁判決をとり入れての内容に変更し、とりくんでいきます。⇒完成し、全国と他労組に送りました。
 - ②西日本裁判・判決(18年2月21日)⇒非正規のつどい(同3月4日)⇒本社前・院内集会(同3月5日)を17春闘と同様に「20条裁判勝利!・格差是正」の18春闘として位置づけてたたかいます。3月の2つの連続行動は全国結集でとりくみます。

コミュニティ・ユニオン全国交流集会と今期の取り組み

岡本哲文(下町ユニオン)

(コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク(CUNN)事務局長)

1. 福岡でコミュニティ・ユニオン全国交流集会

10月7日、8日、福岡市で『第29回コミュニティ・ユニオン全国交流集会 in 福岡』を開催した。「バリカタ絆!諦めんたい!—確かな一歩で未来を拓く」をテーマに、北海道から鹿児島までの68団体431名が参加し、全体集会、交流レセプション、11の分科会を通じて活動・闘争報告を交換しながら楽しく交流した。

安倍政権との対決、衆院解散・総選挙という緊迫し大きく流動化した情勢の中で、「混迷する今、確かな一歩で未来を拓く」と題するパネルディスカッションは、非正規雇用フォーラム福岡共同代表である勝山吉章福岡大学人文学部教授をコーディネーターに、北九州の安元隆治弁護士、全国ネット顧問の中野麻美弁護士から、憲法、労働法制を中心とする情勢と闘いの課題を示し、闘う決意を強め固めるものとなった。

2日間にわたる集会は、最後に「憲法・平和と民主主義を守る闘い・労働法制改悪に反対する闘いを、全力をあげて取り組もう」との特別決議と、『バリカタ絆!諦めんたい!』深い絆とあきらめない強い心で、今こそ一人ひとりが確かな一歩で未来をきり拓こう」との集会宣言を採択し、来年10月6、7日に盛岡市で開催する第30回集会での再会を誓い合い、団結ガンバローで終了した。

今集会の現地実行委は、前九州労働弁護団長の服部弘昭弁護士を実行委員長に、連合福岡ユニオンと自治労全国一般福岡により構成された。連合本部を代表して非正規労働センター総合局長から連帯挨拶を受けた。連合本部の連帯挨拶は4年ぶりとなる。

また、闘争報告や争議報告とは別に、全体集会、分科会の双方の場で、森友学園問題の火付け役、北大阪合同労組委員長である木村真豊中市議から特別報告を受けた。

以下、全国総会で確認された方針より、今期の具体的な取り組みを紹介する。

2. 2018ユニオン非正規春闘

2013年の各ユニオン春闘において「生活できる賃金を！最低賃金を即時1000円に！」「ユニオンに入ろう」を統一スローガンとして掲げることをよびかけ、春闘期における最低賃金引き上げの全国的取り組みを開始。翌14春闘では「最賃いますぐ時給1000円に！」キャンペーンをよびかけ、各地でアンケートやシール投票など工夫した街頭宣伝、集会、デモ行進など地域に出での行動を追求。15春闘において、2月28日を統一行動日とし「最賃いますぐ時給1000円に！ユニオン全国同時アクション」を10都府県で展開。16春闘でも2月27日を統一行動日とする「ユニオン春闘—最賃全国どこでも今すぐ時給1000円に！生活できる賃金を！全国同時アクション」を11都府県で取り組み、東京では時給1500円をめざす最賃大幅引き上げキャンペーンとリンクして行動した。

17春闘では、最賃引上げとともに、2018年4月からの労契法18条有期雇用労働者の無期転換権を労働者に周知すること、事前雇い止めを許さないこと、無期雇用化から均等待遇を実現するためにユニオン加入を呼びかけることを目的としたキャンペーンを展開することとし、「最賃全国どこでも今すぐ時給1000円に！誰でも今すぐ無期転換！」をスローガンとする「ユニオン非正規春闘」をよびかけた。12都道府県で取り組まれた。街頭キャンペーン行動や労働局、自治体、経営者団体、地域の基幹的企業への申し入れとともに、職場で、パート時給や企業内最賃1000円、1500円以上、有期雇用の撤廃・正社員化、雇い止めしないことの協約化、非正規職差別の是正として慶弔規定の非正規職への適用、労契法18条無期転換権を使用者側から有期契約労働者に説明すること—などを春闘要求として提出した。

18年春闘も「ユニオン非正規春闘」をよびかける。「最賃全国どこでも今すぐ時給1000円に！」「そして時給1500円をめざそう！」と「無期雇用をめざせ！更新ストレスさよなら！」を柱に、職場、地域で取り組む。

3. 第6回ユニオン・セミナー

各ユニオンにとって、組織拡大と、世代交代（次世代への継承）は大きな課題だ。相談・交渉スタッフ、オルガナイザー育成の取り組みは、各団体で大きな開きがある。全国ネットは自立・協同・連帯の水平的ネットワーク組織であるが、各ユニオンの組織拡大、人材育成と世代交代をサポートするため、2012年から「ユニオン・セミナー」を年1回開催している。今年第5回は、講座①「韓国の『幹部活動論』に学ぶ」、②「要求書づくり」事例提案&グループ討論、③講演「安倍政権働き方改革と、ユニオンに期待するもの」、④「相談を受けるときのポイント」、講座「団体交渉と組織づくり」—といった内容であった。

ユニオン活動の活性化と次代のユニオンリーダーの育成に重点を置き、より実践的に、

グループ討論も行い「聞く」だけでなく「話す」ことができる、より主体的に参加できるきっかけづくりを追求しながらの形で進めている。オルガナイザー育成にもつなげていく。

4. 安倍「働かせ方改悪」を阻止する大運動を創ろう

1998年、「労働基準法改悪NO！98春の全国キャラバン運動」が、「北から南から労働者声を国会へ 労基法改悪法案を廃案へ！ 時間外労働の罰則つき男女共通規制の確立を！」をスローガンとして文字通り全国をつなぐキャラバン行動が展開された。

2006年の第一次安倍政権による「ホワイトカラーエグゼンプション導入」に対しては、「労働時間規制の撤廃に反対し、人間らしく働くための労働法制を求める共同アピール運動」が「許すな過労死促進法！人らしく生きるための労働時間・契約法制を！」をスローガンとして労働組合だけではなく、広く社会的連帯の運動として展開され、政治日程に上がった法案提出を見送らせた。

安倍政権による労働法制大改悪阻止のため、潮流を超えた各地をつなぐ全国的な大運動を追求していきたい。

追記…ホームページを10月から全面的にリニューアルしました <https://cunn.online>

10・28「格差をなくせ！最賃をドカンと引き上げよう！」集会

日本でも最賃の大幅引き上げが可能だと刺激を受け元気が出る集会だった

河添 誠（最低賃金大幅引き上げキャンペーン事務局）



最低賃金大幅引き上げキャンペーン2017は、最賃引き上げを労働運動の中心課題の一つとして掲げることを広げることをめざして、潮流を超える労働組合どうしが集まって運動を継続してきた。

この秋以降、全国で「いますぐどこでも時給1000円に！時給1500円をめざして」「全国から引き上げよう最低賃金！なくそう地域間格差！」「1日8時間労働で暮らせる最賃を！」などをスローガンに、労働組合を中心とした幅広い枠組みでの集会の開催をめざしてきた。

東京では、10月28日（土）夜に、最低賃金大幅引き上げキャンペーン2017東京集会「格差をなくせ！最賃をドカンと引き上げよう！——最賃を一気に引き上げた韓国から学ぼう」を開催した。土曜日の夜だったということもあり、参加者は30名と多くはなかったが、メインの安周永さん（常葉大学准教授／政治学）の講演「韓国の最低賃金大幅引き上げ実現の運動的背景」は参加者に大きな刺激を与えた。特に、韓国では、労働組合の二つのナショナルセンターを中心に、社会運動団体、シンクタンク、左派政党が集まり、2002年に「最低賃金連帯」が31団体の参加で結成されており、運動を担ったことなどは、日本の運動にとっても示唆に富むものだった。

社会的な広がりをもった運動をいかにつくるか、政治に圧力をかけられるような大きな連携をいかにつくるかなどの課題を日本でもさらに考えてなければならぬとあらためて実感した。講師の安周永さんが「日本の最賃引き上げ運動を見ていて不思議なのは、日本のナショナルセンターがこういう運動の広がりをつくることに積極的であるようにみえないことだ」と指摘されていたのはまったく正当な指摘であり、この日本の「困難」も含めて私たちが考えることは多い。

講演については、最賃引き上げをめぐる制度の「内から」と「外から」の運動の強化や社会的連携を拡大することなどの韓国の運動から学ぶことは多いという感想が多数出た。

講演を受けて、会場からの質問と発言が続いた。

郵政産業労働者ユニオンの「労働契約法20裁判」原告の浅川さんが「労働契約法20条裁判」での一部勝訴の意義と今後の運動についても発言された。「最低賃金の引き上げと職場の労働条件の引き上げが、非正規労働者が働き続けられる条件である」と強調された。

東京東部労組メトロコマース支部の後呂さんは、企業側がパート労働者を低賃金で活用し続けている実態を告発し、「生活のために最低でも時給1500円は必要」と強調された。

にいがた青年ユニオンからは、平野部と山間部での生活や経営の違いの問題が提起され、山間部での地域経済の再建をしながら最賃を大幅に引き上げる意義が語られた。

最賃大幅引き上げキャンペーンは、今後も運動を継続していくことになると思うが、これまでのやり方をさらにバージョンアップさせていく必要を感じている。

最賃は、その重要性に比べて、「最賃を語る」場がまだまだ社会全体に少なすぎる。貧困問題突破のカギの重要な一つのハズだが、そうした議論もまだまだ少ない。

全国で、「最賃を語る」集会の連続的な開催を期待したい。運動を全国津々浦々から広げていこう。

安周永（あん・じゅよん）常葉大学准教授の 「韓国の最低賃金の大幅引き上げ実現の運動的背景」を聞いて

伊藤彰信（労運研事務局長）

10月28日に「格差をなくせ！最賃をドカンと引き上げよう！——最賃を一気に引き上げた韓国から学ぼう——」と題する集会が開かれました。この集会は、最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会が主催したもので、そのメイン企画が、常葉大学准教授の安周永（あん・

じゅよん) 先生の「韓国の最低賃金の大幅引き上げ実現の運動的背景」という講演でした。安先生の講演について私の感想を含めて報告します。



韓国では、2018年1月1日から最低賃金が時給7530ウォン(約750円)になることが決まりました。今年(2017年)は6470ウォンですから1060ウォン(16.4%)の引き上げです。安倍首相が「最低賃金を毎年3%引き上げる」と言っていますが、韓国では16.4%の引き上げです。日本では、この10月から最低賃金が改訂されました。最高は東京都の958円、最低が沖縄県などの737円、全国加重平均は848円です。750円を下回る韓国

より最低賃金が低い県は17県あります。なぜ、韓国では大幅引き上げが可能だったのか、韓国から学ぼうというのが講演企画の目的でした。

安先生は開口一番「今回の最賃引き上げは、労働者からは評価されていない」と述べました。韓国の最低賃金の推移をみると、1988年に487.5ウォンであったものが、30年後の2018年に7530ウォンになるわけですが、その間の引き上げ率は最高で23.1%、最低で2.7%、平均引き上げ率は9.4%です。今回の引き上げは高い方ですが、ずば抜けて高いわけではないのです。最低賃金を国際比較(購買力)してみると、韓国が5.8ドル、日本が7.4ドル、アメリカが7.2ドル、フランスが11.2ドルです。最低賃金を中位所得の割合でみると、韓国50%、日本39%、フランス61%です。

韓国の最低賃金の決定過程は、雇用労働部長官(日本の厚生労働大臣にあたる)が3月31日に最低賃金の審議を最低賃金委員会に要請します。毎年、8月5日までに最低賃金を決めなければならないことになっています。最低賃金委員会は、公労使の3者構成で各9名、計27名で構成されています。最低賃金委員会は、賃金実態の分析、生計費の分析を行い、意見聴取や労使から提出された案をもとに最賃額を決めていきます。議事録は非公開です。

労働側の原案は1万ウォン、使用者側の原案は6625ウォンから始まりました。公益側が歩み寄りを求めて、労使双方に修正案の提出を求めます。第2次、第3次、第4次と修正案が示されます。第4次修正案が最終修正案になりましたが、労働側は7530ウォン、使用者側は7300ウォンでした。そして採決が行われ、15対12で労働側の案が採択されました。公益委員9名の内、6名が労働側の案に賛成し、3名が使用者側の案に賛成したことになります。公益委員は、雇用労働部長官の推薦により、大統領が任命します。文在寅大統領になって交代した公益委員は1名で、8名は李明博、朴槿恵が大統領の時に任命(任期3年)された委員なのです。文在寅政権になったから最賃が大幅に上がったとは言えないわけです。

5月に行われた大統領選挙での主な4つの政党の最賃に関する公約を見ると、共に民主党と正義党は「2020年までに1万ウォン。2018年は平均賃金50%の7486ウォン」、自由韓国党と民衆連合党は「任期中に1万ウォン達成」です。ほとんど差異がありません。このように最低賃金大幅引き上げが各政党の公約になったこと、幅広い世論になったことの背景に韓国の労働組合の戦略がありました。

韓国の労働組合は日本と同じように企業別労働組合が主流です。労働組合の政策を実現していくためには、インサイダー戦略とアウトサイダー戦略があります。インサイダー戦略は、組合員の利益を前面に出してたたかう戦略ですが、内に閉じこもり、連携戦略はありません。アウトサイダー戦略は、組織から脱して社会勢力や非組合員を巻き込む提携戦略を打ち出してたたかう戦略です。通常多くの労働組合員は最低賃金を上回る賃金ですので、最低賃金引き上げの政策は、アウトサイダー戦略をとってきました。

労働側に構造的に不利な状況では、最低賃金委員会の欠席や脱退、記者会見で主張をアピールしてきました。最低賃金1万ウォン、非正規雇用撤廃を掲げた集会の開催や社会的全面ストを実施しました。2002年には連携組織として「最低賃金連帯」を31団体で結成しました。労働団体としては、民主労総、韓国労総、失業者連帯、女性労働組合、青年ユニオン、アルバイトユニオン、社会運動団体としては、民主社会のための弁護士会の会、民主化のための全国教授協議会、参与連帯、韓国女性団体連合、経済正義実施市民連合、シンクタンクとしては、非正規労働センター、韓国貧困問題研究会、韓国労働社会研究所などが参加し、政党は、共に民主党、正義党、民衆連合党、労働党が参加しています。2015年には、労働側委員に韓国非正規労働センター（韓国労総の推薦）、青年ユニオン（民主労総の推薦）の代表がなっています。このように組合員の利益とは直接関係ない最低賃金に関して、ナショナルセンターが積極的に関与しています。

このような運動があって今回の最低賃金改定になったわけですが、2020年までに1万ウォンを実現するには十分の結果ではないという不満もあるわけです。

韓国の最賃闘争から得られる示唆としては、労働組合の戦略が重要であること、最低賃金連帯によって社会的課題として争点化してきたこと、政党へのアクセスだけではなく社会ムードを形成してきたこと、共闘や連携を駆使したことが挙げられます。

質疑を受けた安先生からは、次のような回答がありました。

ソウル市の生活賃金条例は、2019年に8197ウォン、2020年に1万ウォンになる。その影響力は大きいですが、公契約にしか適用されない。違反率は13%、影響率は30%と言われているが、正確な数字は分からない。日本より大きな数字である。それは、自営業者なのか労働者なのかはっきりしていない人が多いからではないか。産別最賃を制定しようという要求は使用者側から出ている。労働側は今の最低賃金より引き下げようとするものだと反対している。

安先生の講演は分かりやすく、企業別労働組合、審議会方式による最低賃金の決定という日本と共通する状況のなかで、非常に示唆に富むものでした。「最低賃金連帯」による社会横断的ネットワークの形成、そして民主労総と韓国労総の共闘が大きな役割を果たしていることを安先生は強調していました。日本ではナショナルセンターの取り組みが見えないと言っていました。私は鳥取地方最低賃金審議会の会長を務めた藤田安一（鳥取大学名誉教授）さんが、「使用者側委員も労働側委員も審議会ですべての立場表明をするだけ。無責任な場当たりの審議ではなく、最賃法の目的である『賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図る』ことについて、最低賃金ギリギリで働いて

いる人の声を大切にして、公労使が真剣に議論できるようにしなければならない」と語っていたことを思い出しました。また、安先生から「共闘」と「連携」という言葉を学びました。最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会が、「共闘」と「連携」をどう編み上げていくのか、宿題をもらった講演でした。

12・14 「自治体非常勤問題交流会」

1 交流内容

「会計年度任用職員」導入に対する取り組み
取り組みが進んでいる単組からの報告と県本部や各単組の取り組み交流

2 日時：2017年12月14日（木）13：30開始～17：00終了予定

3 会場：参議院議員会館会議室 B103（予定）

4 会費：無 料

***** 参加の方は、以下の資料をできる限りご用意ください。

（当日会場に60部持参するか、12月11日までに労運研事務局あてにメールで送付をお願いします。）

- ① 会計年度任用職員制度導入に係る要求書
- ② 単組方針、取り組みスケジュール
- ③ 臨時・非常勤職員の状況、実態